

注意・警戒情報

昔、だまされて買った**価値のない原野や山林を**
売りやすい土地と交換してもらえる!?

高額な差額を負担して、

再び価値のない土地を購入することに!!



30年前「値上がり確実」とだまされ、固定資産税もかからないような価値のない原野を購入した。最近、不動産業者から「土地の差額350万円を払ってくれば、もっと条件の良い土地と交換できる」という電話があったので、差額を払って新たな土地を購入した。後日、確認に行ったところ、土地は山林で、地元の人からは「売れたことはない」と言われた。また、だまされたのではないか!?



アドバイス

- ◆ 昔「原野商法」（必ず値上がりすると言って、ほとんど価値のない原野や山林を高値で売りつける商法）の被害にあった人が、再びだまされて、新たに価値のない土地を買わされるなど、「二次被害」の相談が寄せられています。
- ◆ 過去に原野商法の被害にあった方は、名簿が出回っている可能性もあり、**注意が必要です。**
- ◆ 測量、整地、広告、土地管理などの費用や手数料を払わせたりする場合があります。
- ◆ 土地の売買を行う事業者は、国土交通大臣や都道府県知事による「宅地建物取引業者免許」が必要です。必ず事前に免許の有無を確認しましょう。
- ◆ 価格が適正かどうかは、事業者の話をうのみにせず、所有する土地の自治体に課税評価額を尋ねたり、国土交通省のホームページ「土地総合情報システム」などを利用して確認しましょう。
- ◆ 契約して8日以内はクーリング・オフが可能な場合があります。
- ◆ クーリング・オフ期間が過ぎていても、業者のセールストークや勧誘方法によっては契約を取り消せる場合もあります。諦めずに、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。

昔の原野 売りたい気持ちに つけこまれ・・・

消費生活相談は・・・

ゼロ・ゴー・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活 **注意・警戒情報**

昔購入した土地を高値で買い取ると言われたが・・・
－ それは原野商法の二次被害かも －

30 年前に購入した避暑地の土地を売ってほしい人がいると、知らない不動産会社から電話があった。「あなたの土地を 1,300 万円で買い取るので、新たな土地を 300 万円で買わないか?」と勧誘されている。ずっと売れなかった土地をこの機会に処分したいが、そんないい話があるのだろうか。

ここに注意!

- ◆過去に原野商法の被害に遭った方が狙われています!
 - ・すぐに買い手が見つかるようなセールストークで、土地の買い替え契約や高額な広告費や測量費の契約を結ばせようとする。
 - ・過去に原野を買わされた高齢者宅に、電話や訪問で何度も勧誘する事例が多発しています。

そんなときには・・・

- ◆事業者のセールストークを鵜呑みにしない!
 - ・契約するか決める前に、土地の売買価格の具体的な根拠や契約の内容などについて、書面等による十分な説明を求めましょう。
 - ・一人で判断せず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- ◆心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口にご相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし

イ ヤ ヤ!

188

消費生活課 ニャン吉

(身近な消費生活相談窓口につながります。)